緑の風FAX版



NO.60 2020年2月10日 J R東労組

JR 東労組ホームペーシ

第46回定期中央委員会にて 水戸・東京・八王子地本の執行委員に 対する「制裁申請」が確認されました!

水戸・東京・八王子地本の執行委員は、積極的にJR東労組の組織決定に反する活動を展開することによって団結を破壊し、分裂組合結成を導きました。

また、支部・分会における分裂策動に対し、地本執行委員としての**任務を放棄し、団結または統制を乱す行為に対し指導を全く行いませんでした。**

また、東京地本は「台風15号及び19号に伴う災害対策金及び本部方針による組織存亡のかけた闘いの残り1年間組織拡大・組織強化のため」(ママ)という理由で、連帯活動基金の支出を決め、その資金で東京地本が雇用するエルダー3名の退職手当を2019年12月30日に支払いました。これは連帯活動基金の目的外使用です。また、2年3ヶ月の雇用で1070万円という高額な退職金の支払いはJR東労組に多大なる損害を与えるものです。

よって、中央執行委員会は、水戸・東京・八王子地本の執行委員が地本の役職員を続けることでその 地位を利用して分裂策動を行う可能性があることから、組織運営上重大な 支障があると判断し、制裁申請を行うことを決定し、

第46回定期中央委員会で確認されました!

組織破壊行為と

組合費の不正使用を絶対に許しません!